【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

第一部【企業情報】
第１　［略］
第２【事業の状況】
［１～４　略］
５【サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項】(13－２)
［第３～第５　略］
［第二部・第三部　略］
（記載上の注意）
⑴　一般的事項
［ａ～ｄ　略］
ｅ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「５　サステナビリティに関する考え方及び取組等に関する特記事項」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。
⑷　将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨
⑸　将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因
⑹　将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程
⑺　情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）
［⑵～⑻　略］
⑼　従業員の状況
［ａ～ｃ　略］
ｄ　使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合には、⑺により第五号様式記載上の注意⑰に基づき第二号様式記載上の注意㉙ａからｄまでに掲げる事項又はこれらの事項を「３　株式等の状況」の「⑵　新株予約権等の状況」の「①　ストックオプション制度の内容」に記載している旨を記載すること。
［⑽・⑾　略］
⑿　重要な契約等
［ａ～ｇ　略］
ｈ　当中間会計期間において、提出会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の４に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約（連結子会社との間で締結したものを除く。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）の締結をした場合（既

【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

第一部　［同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
［１～４　同左］
［加える。］
［第３～第５　同左］
［第二部・第三部　同左］
（記載上の注意）
⑴　［同左］
［ａ～ｄ　同左］
ｅ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。
［⑵～⑻　同左］
⑼　［同左］
［ａ～ｃ　同左］
［加える。］
［⑽・⑾　同左］
⑿　［同左］
［ａ～ｇ　同左］
ｈ　当中間会計期間において、提出会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の４に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を